

## 2 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法（別表第7）

【別表第7、施行規則第18条、県教委規則第23条】

## (1) 基礎資格及び最低修得単位数

| 受けようとする免許状の種類 |       | 有することを必要とする免許状             | 左記の免許状取得後 |                         |
|---------------|-------|----------------------------|-----------|-------------------------|
|               |       |                            | 在職年数      | 大学において修得することを必要とする最低単位数 |
| 特別支援<br>学校教諭  | 専修免許状 | 特別支援学校教諭1種免許状              | 3         | 15                      |
|               | 1種免許状 | 特別支援学校教諭2種免許状              | 3         | 6                       |
|               | 2種免許状 | 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状 | 3         | 6                       |

(注) 1 この表の規定により専修又は一種免許状の授与を受けようとする者に係る最低在職年数については、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担任する教員として在職した年数とする。

【別表第7備考】

2 1種免許状取得に係る単位は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科で修得することができる。

【別表第3備考5号、施行規則第22条の3】

3 大学の他に、認定講習又は公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。

【別表第3備考第6号】

4 専修免許状取得に係る単位は、大学院、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は専修免許状取得のための認定講習もしくは公開講座等において修得すること。

【別表第3備考第4号・第6号】

5 免許法別表第7に規定する単位の修得方法は、施行規則第7条に定める修得方法の例にならうものとする。

【施行規則第18条】

6 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。

【施行規則第70条】

7 学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第2条の規定による改正後の教育職員免許法（以下この項において「新免許法」という。）別表第7により特別支援学校の教諭の1種免許状を受けようとする者が、旧法別表第1又は別表第7により盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の2級普通免許状の授与を受けているときは、2（1）の表中、1種免許状の「大学において修得することを必要とする最低単位数」欄の「6」とあるのを「4」と読み替えるものとする。

【昭和29年改正法附則第17項】

## (2) 「特別支援教育に関する科目」の修得方法

| 欄 | 特別支援教育に関する科目                      |  | 最低修得単位数 |    |    |
|---|-----------------------------------|--|---------|----|----|
|   |                                   |  | 専修      | 1種 | 2種 |
| 1 | 特別支援教育の基礎理論に関する科目                 |  |         | 1  | 1  |
| 2 | 特別支援教育領域に関する科目                    | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（「心理等に関する科目」）   | 任意      | 1  | 1  |
|   |                                   | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（「教育課程等に関する科目」） |         |    |    |
| 3 | 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目                |         | 1  | 1  |
|   |                                   | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目                |         |    |    |
| 計 |                                   |  | 15      | 6  | 6  |

(注) 1 「特別支援教育領域に関する科目」の欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち授与を受けようとする免許状に定められることとなる1又は2以上の特別支援教育領域について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合  
当該領域に関する「心理等に関する科目」並びに当該領域に関する「教育課程等に関する科目」について合わせて2単位以上

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合

当該領域に関する「心理等に関する科目」及び当該領域に関する「教育課程等に関する科目」について合わせて1単位以上

【県教委規則別表第4第6号備考】

2 最低修得単位数に不足する単位数については、「特別支援教育に関する科目」の中から任意に修得すること。